

資料編

1. 千厩まちづくり株の定款 (別紙)
2. TMO構想策定までのスケジュール (別紙)
3. TMO構想策定検討組織の内容 - 委員会要領・名簿 (別紙)

千厩まちづくり株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、千厩まちづくり株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、先人が築き上げてきた歴史文化を基本に捉え、新しい活力と可能性を探り、千厩の中心市街地等の活性化を図るため次の事業を営むことを目的とする。

- 1 . 千厩町内の都市開発、観光開発事業並びにこれらに関する企画、設計、施工、監理等の請負及びコンサルタント業
- 2 . 各種イベントの企画、運営及びチケットの委託販売
- 3 . 経営、会計及び財務に関するコンサルタント業及び情報提供業務
- 4 . 商店街、商店の販売促進に関する企画、調査、運営、支援、情報提供
- 5 . コミュニティホール、駐車場等各種施設の企画、建設、管理、運営及び受託
- 6 . 観光案内並びに旅行斡旋業務
- 7 . 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理及び利用に関する業務
- 8 . 人材派遣業務
- 9 . 飲食店、ホテル、旅館、保養施設、レジャー施設の経営
- 1 0 . 民芸品、工芸品、食料品、日用雑貨品、衣料品、酒類、清涼飲料水、タバコ、医薬品、医薬部外品及び郵便切手の販売
- 1 1 . 弁当、総菜の企画開発及び製造販売
- 1 2 . 地域農産物、畜産物に関する商品の開発及び販売
- 1 3 . 出版、印刷物の企画、製作及び販売
- 1 4 . 情報通信機器を利用した情報処理並びに情報提供
- 1 5 . インターネットホームページの企画製作及びインターネットを利用した経營業務サービスの開発、並びに商品の販売及びサービスの提供
- 1 6 . 損害保険及び自動車損害賠償保険法に基づく保険の代理店業
- 1 7 . 建築工事、土木工事、屋内外電気工事、塗装工事、造園工事、ガス工事、上下水道工事の設計、施工、仲介及び管理業務
- 1 8 . シャトルバスの運行の委託業務
- 1 9 . 結婚に関する相談及びイベントの企画、情報の収集及び提供業務
- 2 0 . 建設資材及び土木建築資材の販売
- 2 1 . 肥料、飼料及び農業資材の販売
- 2 2 . 高齢者、身体障害者等の買物等の家事代行業
- 2 3 . 介護保険法に基づく介護支援事業

- 24．介護機器及び介護用品と福祉用具の販売及びレンタル
- 25．一般乗用旅客自動車運送業
- 26．一般区域貨物自動車運送業
- 27．環境問題の調査・研究に関する事業
- 28．土地の造成、改良、緑化及び資源の保全、開発等環境の整備に関する事業
- 29．衣料、服飾雑貨、日用品雑貨等及び家庭用電気製品のリサイクルとその売買及び仲介
- 30．宅配便取扱業
- 31．写真撮影及び現像、プリント業
- 32．当せん金付証券法に基づく当せん金付証券の委託販売
- 33．スポーツ振興投票の実施等に関する法律に基づくスポーツ振興投票券の委託販売
- 34．上記各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を岩手県東磐井郡千厩町に置く。

(公告)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、2000株とする。

(株券の種類)

第6条 当社は原則として株券を発行しないこととし、株主の申し出があった場合に発行するものとする。その場合の株式の種類は1株券、2株券、5株券、10株券の4種類とする。

(端株制度)

第7条 当社は、1株に満たない株は端株として、これを端株原簿に記載しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第9条 株式の取得により名義書換を請求するときは、譲受人と株主又はその一般承継人が、所定の請求書に署名又は記名押印し、次の書類を提出し申請しなければならない。

- 1．株券を所持する者は株券
- 2．株式取得者であることを証する書面

(質権の設定及び登録)

第10条 当社の株式につき質権を設定するには取締役会の承認を要するものとし、登録を請求するには、当社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第12条 当社は、毎営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ通知して株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び質権者又はその法定代理人、若しくは代表者は当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。

前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更された事項を届け出なければならない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要に応じて随時これを招集する。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決 議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した総株主の議決権の過半数をもって決する。

(代理人)

第17条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

代理人は当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印する。ただし、電磁的記録により作成する場合には、電子署名にて行う。

第4章 取 締 役 会

(取締役会の招集)

第19条 取締役会は代表取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は各取締役に対して会日の1週間前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することを妨げない。

(決議)

第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもってこれを決する。

(議事録)

第21条 取締役会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名又は記名押印する。ただし、電磁的記録により作成する場合には、電子署名にて行う。

第5章 取締役及び監査役並びに相談役

(取締役及び監査役の員数)

第22条 当社の取締役は15名以内、監査役は3名以内とする。

(取締役及び監査役の選任方法)

第23条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。

取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第24条 取締役の任期は就任後2年内、監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当社には、代表取締役社長1名及び必要に応じて専務取締役若干名を置くことができる。これらは、取締役会の決議により取締役の中から選任する。

代表取締役社長は当社を代表する。

(相談役)

第26条 当社に、取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。

(業務執行)

第27条 代表取締役社長は当社の業務を統括し、専務取締役は代表取締役社長を補佐してその業務を執行する。

代表取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。

(報酬)

第28条 取締役及び監査役の報酬は、株主総会において決定する。

第6章 計 算

(営業年度)

第 29 条 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。
決算は、毎営業年度末日に行う。

(利益配当)

第 30 条 利益配当金は、毎営業年度末日における株主名簿に記載された株主に配当する。
前項の利益配当金は、その支払提供の日から満 2 年を経過しても受領のないときは、当
会社は支払の義務を免れるものとする。

第 7 章 付 則

(設立に際し発行する株式)

第 31 条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、202 株とし、その発行価額は 1 株に
つき 5 万円とする。

(最初の営業年度)

第 32 条 当会社の第 1 回の営業年度は、会社成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第 33 条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、その就任後 1 年内の最終の決算期に関す
る定時株主総会の終結に至るまでとする。

(発起人の氏名、住所、引受株)

第 34 条 当会社の発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は次のとお
りである。

岩手県東磐井郡千厩町

岩手県東磐井郡千厩町千厩字町浦 9 番地 13

2 株 協同組合千厩新町振興会

代表理事 北 田 文 人

ほか 57 名

上記、千厩まちづくり株式会社設立のため本定款を作成し、各発起人記名押印する。

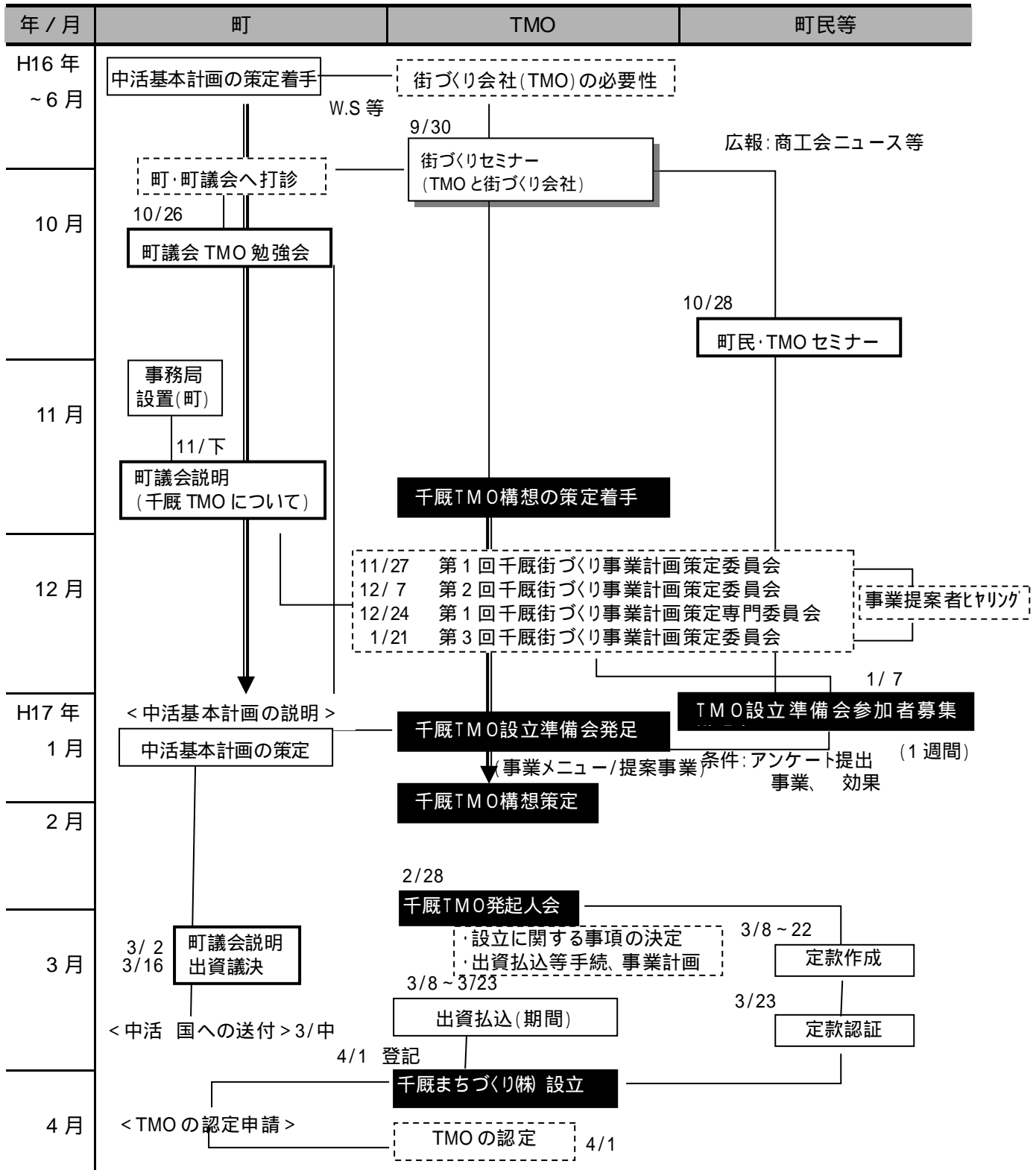
平成 年 月 日

発起人 協同組合千厩新町振興会

代表理事 北 田 文 人

ほか 57 名

TMO構想・千厩まちづくり会社(TMO)設立・スケジュール



資料 3 .

千厩街づくり事業計画策定委員会・専門委員会名簿

1) 千厩街づくり事業計画策定委員会委員名簿

敬称略

委員区分	氏名	所属	役職等
専門委員	南部 繁 樹	(株)都市構造研究センター	代表取締役社長
特別委員	木村 清 且	(株)久慈設計花巻	代表取締役社長
行政関係者	早野 義 夫	千厩地方振興局企画振興課	課長
	小野寺 洋一	千厩町産業建設部	部長
	千葉 幸 男	千厩町商工観光課	課長
	藤本 薫	千厩町農林課	課長
	齋藤 悦 男	千厩町建設課	課長
一般住民関係者	本多 勇 三	町中心市街地活性化基本計画策定委員	
	柳田 宏 史	"	
関係団体関係者	菅原 裕 一	JAIいわい東 千厩営農センター	センター長
	小野寺 明	せんまや青空市組合	組合長
商工会関係者	小野寺 維久郎	千厩商工会	副会長
	菅原 直 司	千厩商工会	副会長
	佐藤 晋 作	千厩商工会	専務理事
	松尾 純 一	千厩商工会青年部	部長
	熊谷 充 子	千厩商工会女性部	部長
	鈴木 美津男	東栄町振興会	会長
	村上 英 夫	四日町振興会	副会長
	白石 恵 一	本町商店街事業協同組合	専務理事
	北田 文 人	協同組合千厩新町振興会	理事長
	村上 健 一	愛宕商店会	会長
計	21		

2) 千厩街づくり事業計画策定専門委員名簿

敬称略

区分	氏名	所属	役職等
専門委員	南部 繁樹	(株)都市構造研究センター	代表取締役社長
特別委員	木村 清且	(株)久慈設計花巻	代表取締役社長
行政関係者	高橋 功	千厩地方振興局企画振興課	主査
	藤野 裕	千厩町商工観光課	課長補佐
一般住民関係者	本多 勇三	町中心市街地活性化基本計画策定委員	
	柳田 宏史	"	
関係団体関係者	菅原 裕一	JAいわい東 千厩営農センター	センター長
	小野寺 明	せんまや青空市組合	組合長
商店街関係者	鈴木 美津男	東栄町振興会	会長
	村上 英夫	四日町振興会	副会長
	白石 恵一	本町商店街事業協同組合	専務理事
	北田 文人	協同組合千厩新町振興会	理事長
	村上 健一	愛宕商店会	会長
商工会青年部・ 女性部関係者	鈴木 佳弘	千厩商工会青年部	副部長
	菊地 宏太郎	千厩商工会青年部	副部長
	及川 秀樹	千厩商工会青年部	商工振興委員長
	小菅 祐子	千厩商工会女性部	副部長
	永澤 順子	千厩商工会女性部	副部長
計	18		